

宮城県内の指定状況

令和5年7月18日

・鳴瀬川水系吉田川流域

・高城川水系高城川流域

令和6年3月22日

・阿武隈川水系尾袋川流域

・阿武隈川水系小田川流域

令和7年3月26日

・鳴瀬川水系多田川流域

吉田川・高城川で目指す「流域治水」の姿

特定都市河川に指定することで、河川整備を加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用し、「地域を“みず”から守る」流域治水を推進していきます。



＜吉田川および高城川で取り組む流域治水のイメージ＞

吉田川水系、高城川水系の協議会等の関わり

鳴瀬川等流域治水協議会（任意：R2. 9～）

【目的】鳴瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の推進のため、協議・情報共有を行う。

主な協議事項 ■流域治水プロジェクト策定・公表およびフォローアップ
河川整備以外の森林や農地等を含めた総合的な取組に関する事項

【構成員】

- 河川管理者（国交省、宮城県）
- 宮城県（復興・危機管理、農政、水産林政）
- 市町村長、東北農政局、東北森林管理局、仙台管区気象台、鶴田川沿岸土地改良区、JR東日本、森林整備センター、国土地理院

鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会（水防法：H28. 3～）

【目的】想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減
※洪水予報河川または水位周知河川

主な協議事項 ■円滑かつ迅速な避難のための取組
■被害軽減のための取組

【構成員】

- 河川管理者（国交省、宮城県）
- 宮城県（復興・危機管理）
- 市町村長、仙台管区気象台、東北農政局、国土地理院

流域水害対策計画に位置づけた対策について、流域治水プロジェクトとの整合を図る

流域水害対策計画に反映

流域水害対策計画に位置づけた避難等の対策について連携・整合

吉田川流域治水部会（任意：R4. 8～）

【目的】「流域治水」を推進すると共に、吉田川流域における流域水害対策について検討

主な協議事項 ■流域治水を推進と流域水害対策の検討。
■吉田川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

【構成員】

- 河川管理者（国交省、宮城県）
- 宮城県（復興・危機管理、農政、水産林政）
- 市町村長、東北農政局、東北森林管理局、仙台管区気象台、鶴田川沿岸土地改良区、森林整備センター、国土地理院

流域水害対策協議会（特定都市河川浸水被害対策法：一）

【目的】特定都市河川流域における浸水被害の防止

主な協議事項 ■流域水害対策計画の作成に関する協議
■流域水害対策計画の実施に係る連絡調整

【構成員】

- 河川管理者（国交省、宮城県）
- 特定都市河川流域を含む都道府県及び市町村の長
- 特定都市河川流域に係る下水道管理者
- その他流域水害対策計画の策定主体が必要と認めるもの

流域水害対策計画に位置づけた対策について、流域治水プロジェクトとの整合を図る

流域水害対策計画に位置づけた避難等の対策について連携・整合

仙台湾圏域流域治水協議会（任意：R3. 5～）

【目的】あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の推進のため、協議・情報共有を行う。

主な協議事項 ■流域治水を推進と流域水害対策の検討。
■流域治水プロジェクトの更新

【構成員】

- 宮城県（河川管理者、復興・危機管理、農政部）
- 市町村長、仙台管区気象台、国交省

仙台湾圏域大規模氾濫時の減災対策協議会（水防法：H28. 3～）

【目的】自治体や県、国等が連携して減災対策の目標や情報を共有する。

主な協議事項 ■取組方針の進捗状況の確認
■被害軽減のための取組

【構成員】

- 河川管理者（宮城県）
- 宮城県（復興・危機管理）
- 市町村長、仙台管区気象台、国交省